

深川市農業委員会総会議事録

(第 4 回)

令和6年7月29日

開 会 1 0 時 0 0 分

閉 会 1 0 時 2 8 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議 席	氏 名	出席委員	欠席委員
1	五 十 嵐 剛	○	
2	清 水 正 勝	○	
3	山 崎 和 徹	○	
4	富 川 裕 一	○	
5	廣 田 和 也	○	
6	近 藤 洋 介	○	
7	青 木 実	○	
8	大 森 毅 英	○	
9	吉 川 永 充	○	
1 0	木 根 和 美	○	
1 1	増 田 貴 志	○	
1 2	光 富 靖 展	○	
1 3	大 谷 内 清	○	
1 4	荒 井 優	○	
1 5	板 垣 昭 仁		○
1 6	菊 入 等	○	
1 7	尾 崎 成 宣	○	
1 8	馬 木 逸 男	○	
1 9	水 野 静 也	○	
2 0	山 川 功	○	
2 1	高 橋 淳 一	○	
2 2	栗 野 良 寛	○	
2 3	佐 々 木 弘 昭	○	
2 4	塩 尻 総 徳	○	
2 5	下 坂 多 伊 子	○	
2 6	中 川 幸 生	○	
2 7	宮 武 努	○	

第4回深川市農業委員会総会議事録

1 開催日時	令和6年7月29日（月）10時00分
2 開催場所	市役所大会議室
3 出席委員	五十嵐 剛委員 外25名
4 説明員	宮谷局長・黒田主幹・藤野係長・袴田主査・成田主事補
5 書記	袴田主査

宮谷局長

開会宣言（10時00分）

只今から、令和6年度 第4回深川市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会におきまして板垣委員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

会長よりご挨拶をいただきまして、総会を始めさせていただきます。

菊入会長

おはようございます。23日からの雨の影響で24日に雨竜川が氾濫したことで、石狩川も増えましたが何とか大丈夫でした。被害に遭われた方についてはお見舞い申し上げます。24日に東京に行って稲津先生とお話をしてきましたが、先生は25日に多度志に現地入りして現場の方々と話をされたと改良区から聞きました。対応が早く現場も見たとのことですので、何か良い話があればと思っているところであります。23日に基本計画について、鈴木知事を筆頭にオール北海道ということで、農業会議、公社等、18団体で坂本農林水産大臣に要請をさせていただきました。その後、道内選出の国会議員の方々にも要請をさせていただきました。さて、委員改選から1年経過しまして、2年目に突入しています。来年度からは地域計画が策定され、新しい法律のもとで動き始めますので、あらためてよろしくお願いします。

それでは令和6年度第4回総会、よろしくご審議お願いいたします。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。

26番中川委員、27番宮武委員を指名します。

菊入会長

次に、日程第2、諸般報告（1）農業行政報告はございませんので（2）農業委員会業務報告を局長より報告願います。

宮谷局長

6月24日の総会以降、本日の総会前までの主な業務につきましては、お手元に配付のとおりであります。以上で農業委員会業務報告を終わります。

菊入会長

次に、日程第3、委員会報告に入ります。

（1）農地特別委員会開催結果報告を清水委員長より報告願います。

清水委員長

（資料に基づき説明）

菊入会長

ここで、農業委員会総会を暫時休憩し、農業委員協議会を開会いたします。

（協議会 10時07分から10時10分）

菊入会長

農業委員会総会を再開します。

報告が終わりましたが、質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

菊入会長	それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。
菊入会長	次に、日程第４、特別委員会委員の選任を議題とします。
黒田主幹	特別委員会委員の選任につきましては、深川市農業委員会会議規則第１０条第２項におきまして、特別委員会の委員は総会において選任し、その定数は会長が総会に諮って定める、と規定されておりますので、今年度は別紙配付のとおり選任について提案させて頂きたいと思います。なお、委員長等の互選につきましては、総会終了後の特別委員会において決定していただきたいと思います。 説明は以上です。
菊入会長	事務局より説明がありましたとおり、特別委員会委員の選任について異議ございませんか。
菊入会長	（「なし」という声あり） それでは説明のとおり決定いたします。また、総会終了後に各特別委員会を開催し、委員長並びに委員長代理の互選等を行なってください。
菊入会長	次に、日程第５、報告に入ります。 報告第１号 調整委員の指名について、事務局より説明願います。
成田主事補	農用地利用関係調整事務取扱要綱第５条第１号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は３件で、すべて、賃貸借に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、全て令和６年７月１日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。
菊入会長	（「なし」という声あり）
菊入会長	それでは質疑等なしということで報告第１号を承認します。
菊入会長	次に、報告第２号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。
袴田主査	記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、会長専決により交付をしましたのでご報告いたします。今月は３件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号１番は、農業委員会内規２―（１）―クの「公簿地目が非農用地の土地について、農用地としての願書の提出があった場合及び農用地の土地について、地目の異なる農用地としての願書の提出があった場合。」に基づき、会長専決により「田」として交付しております。番号２番および番号３番は、農業委員会内規２―（１）―アの「法４条・法５条・法７３条の許可があり、転用目的等が完了している場合。」に基づき、会長専決により番号２番は「宅地」として、番号３番は「雑種地」として交付しております。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。 （「なし」という声あり）

菊入会長	それでは質疑等なしということで報告第2号を承認します。
菊入会長	次に、日程第6、議案に入ります。 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。
成田主事補	記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。今月は4件で、番号1番から3番は、借主の経営移譲による解約、番号4番は、借主の経営合理化による解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については、番号1番から3番は令和6年7月1日、番号4番は令和6年7月16日です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」という声あり）
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第1号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明願います。
藤野係長	記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利設定に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。今月は2件で、申請地及び申請人氏名・理由・借人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番は、返還された農地を後継者へ使用貸借するもので、期間は10年間です。番号2番は、後継者へ経営移譲するため使用貸借するもので、期間は10年間です。以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」という声あり）
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第2号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第3号 農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局より説明願います。
成田主事補	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定に基づき、下記に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため、審議をお願いいたします。今月は6件で、番号1番が売買の案件、番号2番以降が賃貸借の案件で

	す。番号1番は、農地売買等事業による北海道農業公社の買い入れです。出し手の理由としては、経営移譲に伴い農地を処分するものです。この買い入れについては、先月の総会において買入協議の要請をしたものです。番号2番以降は賃貸借の案件です。番号2番から4番は、合意解約により返還された農地を、経営継承をした受け手に貸し付けるもので、期間は5年間です。番号5番から6番は、北海道農業公社の農地売買等事業の一時貸付の事業参加者の変更に伴う賃貸借で、期間は5年間のうち、残存期間の1年5カ月間です。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっており、これらの内容はすべて、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」という声あり）
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第3号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
黒田主幹	記載の方より農地法第5条の規定による農地転用のための権利の移転の申請書の提出がありましたので、意見を添え送付のため審議をお願いいたします。今月は3件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。番号1番から3番は、いずれも、譲受人が一般住宅を建築するもので、譲渡人がこれに賛同したものです。許可申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた地域であり、農地法運用通知第2の1の（1）のエの（ア）のbの（c）により、3種農地に該当し、許可相当と認められるものです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」という声あり）
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第4号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第5号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について、事務局より説明願います。
袴田主査	記載の法人より、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人定期報告書の提出がありましたのでご審議をお願いします。報告のありました法人数は2件で、法人名、所在地は記載のとおりです。これら2法人について、定期報告書及び添付書類について確認したところ、農地所有適格法人としての「組織形態要件」、「事業要件」、「構成員要件」、「業務執行役員要件」、「農作業従事要件」の全ての要件を満たしていると認められるものであります。 説明は以上です。

菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 (「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第5号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第6号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。
袴田主査	記載の方より現況証明書の交付願いがありましたので、適否について審議をお願いいたします。土地の所在・公簿地目等は記載のとおりです。今月は1件で、証明を必要とする理由は地目変更のためです。7月17日に山川委員・栗野委員・佐々木委員の3名で現地調査をしております。番号1番は、年月日不詳より原野となって現在に至っており、「申出のとおり非農地」で地目は「原野」との意見を頂いております。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 (「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第6号は原案のとおり決定します。
菊入会長	以上で、議事はすべて終わりましたので、農業委員会総会を終了します。 (総会終了 10時28分)